

修身教育の史的展開からみた徳育の教育目的と 教育方法の考察

—明治期の小学校における修身教育の形成を中心に—

浜野 兼一

(2017年10月6日受理)

要 旨

日本の教育の史的側面からみた道德教育の実態の一端を明らかにするために、明治期の小学校における修身教育の形成について、師範学校附属小学校の事例をふまえて小学校修身科の教育的位置づけやその教育目的、教育方法などにかかる諸法令や史料等の分析を通して考察した。

以上の検討により、日本の学校教育の近代化とともに進められた小学校の修身教育が、特に「教育勅語」渙発以降「小学校教則大綱」の趣旨に則って綿密に進められたという点が明らかとなった。また、修身科の教育目的や教育方法については、文部省による「小学校修身科教授方法」(訓令)発令以降の諸状況について、師範学校附属小学校の実態の一端が明らかとなった。

キーワード 修身教育、小学校、明治期、教育目的、教育方法

はじめに

本稿は、明治期の小学校における修身教育の形成について、その位置づけや教育目的、教育方法などにかかる諸法令や史料等の分析を通して検討し、史的側面からみた日本の道德教育の実態の一端を明らかにするものである。

考察対象とする時期は明治期を中心とし、特に諸学校令制定から教育勅語(教育ニ関スル勅語)渙発後の修身教育の様相を検討する。考察対象の時期を前述のように設定した理由は、明治5(1872)年の「学制」頒布以降、取り扱われ方に一貫性のなかった「修身科」が、諸学校令制定を経て近代学校教育制度における一定の枠組みのなかで明確な方向に進み始めたといえるからである。

そしてもうひとつの理由としては、諸学校令制定から4年後に渙発された教育勅語により、小学校教育において徳育をつかさどる修身科の位置づけがより重要になったことが挙げられる。

一方、本稿では一部の師範学校附属小学校の史料にも目を向け考察するが、これについて

は、諸学校令制定以降、明治政府がとりわけ重視した師範教育のなかで行われた児童に対する修身教育に着目することで、国家の教育目的の実態の一端を解明できると思われるからである。

本稿で取り上げる研究テーマに関する先行研究としては、修身教育の目的の検討や口授法から教科書採定への転換を考察した研究、修身教育におけるイデオロギー分析の観点から述べた成果、あるいは特定の教科から徳育の目的や教授方法を検討した研究などいくつかの成果が注目されよう¹。しかしながら、本稿で取り上げる修身教育の形成にかかる徳育の教育目的や教育方法について、師範学校附属小学校の事例を関連づけて考察した研究は、管見ではあるが具体的な成果はみられない。

そこで本稿では、まず日本の教育の近代化からみた修身科と徳育について、修身の字義などにも触れながら、学期から学校令期までを概観する。次に、「教育勅語」渙発以降における修身科の状況について、「小学校教則大綱」の内容の分析を通して徳育の教育目的や教育方法を検討する。さらに、文部省による「小学校修身科教授方法」についての訓令に着目し、同訓令発令以降の師範学校附属小学校における修身科の教育目的やその方法について考察する。

1 教育の近代化にみる修身科と徳育 — 学期から学校令期 —

日本の学校教育は、国全体が近代化を志向した明治維新以降、国家戦略の一環として重大な責務を担うこととなった。すでに、江戸期において藩校、私塾、郷校、寺子屋といった教育機関がほぼ完成された複線型の体系として機能していたが、明治期を迎えその「体系」が根本から見直されるのである。教育制度の再構築において、明治政府が目指したのは「西歐化教育改革」ともいうべきものであった。

こうした状況のもと、明治政府は1872（明治5）年に「学制」を頒布し日本の教育制度の西歐化を推し進めていった。「学制」においては「人々自ラ其身ヲ立テ其産ヲ治メ其業ヲ昌ニシテ以テ其生ヲ遂ル所以ノモノハ他ナシ身ヲ脩メ智ヲ開キ才藝ヲ長スルニヨルナリ」²と明示し、国民に「學問ハ身ヲ立ルノ財本」³という考えかたの徹底をはかろうとした。

本節で述べる修身科や徳育については、前述にある「身ヲ脩メ」が関連づけられる。ここでの「身ヲ脩メ」とは、自分の振る舞いや心を整え直すということを意味しており、「学制」における徳育の眼目のひとつとして注目すべきであろう。そして、「身ヲ脩メ」が「修身」を表わすことは想像に難くないと思われる。こうして、「修身」は「修身科」という科目になり明治期の学校教育において徳育をつかさどることになる。

しかし、「学制」が意図していたものは、文明開化に向けて西歐先進国の知識や文化をいかに獲得するか、であった。つまり、学ぶ者が身ヲ立ルノ財本を得るために知識・技術を習得することに主眼が置かれたのである。このことから、「学制」において「修身科」は、6番目の教科として位置づけられたため、学校教育における徳育軽視という状況が浮き彫りとなった。

表 1 翻訳教科書の例

著 者	書 名	備 考
ボンヌ	『泰西勸善訓蒙、上』	徳不徳 人常ニ其努ヲ行フヲ徳ト云フ徳ヲ行ハントスルニハ情欲ノ私ニ陥イルヲ防クカヲ要ス故ニ人惡ヲ去ケテ善ニ遷リ正直ノ人タランヲ欲スルニハ剛志アル可シ ⁴
ウェーランド	『修身論、前編』	脩身ノ定則 脩身論ハ身ヲ脩ムル定則ノ學ナリ故ニ之ヲ學フニハ先ツ定則ノ字義ヲ知ラサルヘカラス例セハ茲ニ二ツノ事アリ甲先ンスンハ乙必ス之ニ次ク此一定離ルヘカラサル關係ヲ定則ト名ケ ⁵

なお、学制期（明治5年～12年）の小学校における修身科の授業は「修身口授（ぎょうぎのさとし）」として実施され、教科書は欧米の近代道德の翻訳書が用いられた。

このように、「学制」頒布以降日本の小学校教育は開明派主導のもとで欧米の知識技芸を児童に教え込むことに注力したが、この状況に対して元田永孚を中心とする儒教派は徳育の立て直しを主張した。元田らは、本来学校教育の根本にあるはずの「仁義忠孝」による徳育が置き去りにされているという危機感を抱き、今後日本の小学校教育が重視すべきものは、東洋道德を基本とした徳性の涵養であり、徳性が基盤となることではじめて知識技芸の教育が成就に導かれると説いた。

結局、開明派主導による「学制（明治5年～11年）」「教育令（明治12年）」が十分な成果を挙げられなかったこともあり、「教学聖旨（明治12年）」から「改正教育令（明治13年～18年）」に至り、教育政策の主導権は儒教派へと移行した。こうして徳育重視を標榜する儒教派の教育精神が具体化されることとなった。

小学教則綱領／明治14（1881）年

- 二条 小学初等科ハ修身、読書、習字、算術ノ初歩及唱歌、体操トス
但唱歌ハ教授法等ノ整フヲ待テ之ヲ設クヘシ
- 三条 小学中等科ハ小学初等科ノ修身、読書、習字、算術ノ初歩及唱歌、体操ノ続
ニ地理、歴史、図画、博物、物理ノ初歩ヲ加ヘ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ヲ設
クルモノトス
- 四条 小学高等科ハ小学中等科ノ修身、読書、習字、算術、地理、図画、博物ノ初
歩及唱歌、体操、裁縫等ノ続ニ化学、生理、幾何、経済ノ初歩ヲ加ヘ殊ニ女
子ノ為ニハ経済等ニ換ヘ家事経済ノ大意ヲ加フルモノトス⁶

上記のように、改正教育令では小学校初等科、中等科、高等科すべてにおいて「修身」を教科の筆頭に置においた。これにより小学校教育における修身科の役割を明確にしようとし

表2 「小学校教員心得」と「学校教員品行検定規則」の内容（抜粋）

教師への提示	備 考
「小学校教員心得」 (明治14年)	人ヲ導キテ善良ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス故ニ教員タル者ハ殊ニ道德ノ教育ニカヲ用ヒ
「学校教員品行検定規則」 (明治14年)	「懲役若クハ禁獄若クハ鎖錮ノ刑ヲ受ケタル者（第一条） ⁸ 」 「身代限ノ處分ヲ受ケ未タ弁償ノ義務ヲ終ヘザル者（第三条） ⁹ 」

たのである⁷。一方、児童に対して「修身」を教授し徳をはぐくむ立場にあった教師にも、その徳性の高揚が求められることとなった。

教師に対して、その徳性の高揚を求めるものが明示されたのは意義として認められるものの、「小学校教則綱領」が出された時期は、未だ「修身」における教育の具体的、実際的な内容や教授方法は確立に至っていなかった。それでも、小学校初等科、中等科、高等科においてその等科程度が示されたことは注目に値する。

その後、初代文部大臣森有礼の時代になると、「学校令（諸学校令）」（1886年）が公布され、そのなかの「小学校令（第1次）」では「修身」の筆頭教科としての位置づけは継承された。しかしながら、学校令期に入っても「修身」による徳育は不明瞭な状況におかれていた。こうした事態にあって、森有礼は小学校教育における過度の儒教主義導入や特定宗教の利用について否定的な立場をとっていた。「修身」教育に対する森の独自の考え方は、尋常師範学校、尋常中学校の教科から「修身」を外して「倫理科」を置くといった政策からもうかがい知ることができる。

2 「教育勅語」 渙発以降の展開 —修身科の教育目的と教育方法—

積極的な姿勢で制度改革を行った森であったが、文部大臣に就任後わずか3年で国粋主義者により暗殺され、自身の教育政策は道半ばでとん挫した。しかし、その一方で不明瞭な状況にあった小学校教育における「修身」の理念に明確な方向づけがなされることとなった。この方向づけとは、「教育勅語」の渙発（明治23年）である。教育勅語は、忠孝や忠君愛国などの理念に基づき儒教主義道徳を標榜するとともに近代的な市民道徳の側面も備えつつ、これらを道徳の源泉としての国体（天皇中心の政体）に収斂させようとするものである。こ

4

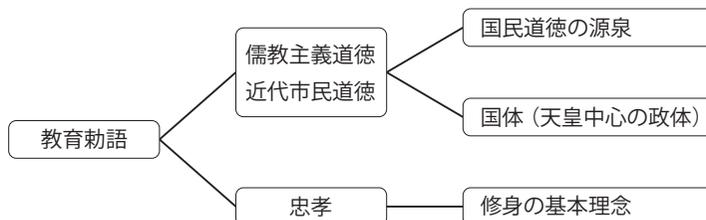


図1 教育勅語の理念

うして、教育勅語が明治期後半以降の「修身」の基本理念となってゆく。

なお、教育勅語は、小学校のみならずすべての学校段階において、国民道徳の絶対的基準とされ各学校の教育活動をつかさどる基本原理として位置づけられた。そして、これが「小学校教則大綱」の指針となる。

教育勅語は、「忠孝」を中心原理とする儒教主義道徳と近代市民道徳の両面をあわせもっているところに特徴があり、これが「国民道徳の源泉」および「国体」へと展開される。そして、こうした考え方が、教育勅語の趣旨に基づく児童の良心の啓培とその徳性を涵養するという修身の基本理念に収斂されるのである。

なお、文部省は教育勅語渙発の翌年に「小学校教則大綱」(1891年)を公布し、小学校教育における徳育の基本方針を示した。以下にその内容の一部を記す。

小学校教則大綱

- 第一条 小学校ニ於テハ小学校令第一条ノ旨趣ヲ遵守シテ児童ヲ教育スヘシ
徳性ノ涵養ハ教育上最モ意ヲ用フヘキナリ故ニ何レノ教科目ニ於テモ道徳教育国民教育ニ関連スル事項ハ殊ニ留意シテ教授センコトヲ要ス
- 第二条 修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス
尋常小学校ニ於テハ孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭儉等実践ノ方法ヲ授ケ殊ニ尊王愛国ノ志氣ヲ養ハンコトヲ努メ又国家ニ対スル責務ノ大要ヲ指示シ兼ネテ社会ノ制裁廉耻ノ重ンスヘキコトヲ知ラシメ児童ヲ誘キテ風俗品位ノ純正ニ趨カンコトニ注意スヘシ
高等小学校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ拡メテ陶冶ノ巧ヲ堅固ナラシメンコトヲ努ムヘシ
女兒ニ在リテハ殊ニ貞淑ノ美德ヲ養ハンコトニ注意スヘシ
修身ヲ授クルニハ近易ノ俚諺及嘉言善行等ヲ例証シテ勸戒ヲ示シ教員身自ラ児童ノ模範トナリ児童ヲシテ浸潤薫染セシメソコトヲ要ス¹⁰

上記第一条には、小学校の学科課程全般に対する原則が示されている。その第一項の冒頭では、基本原則として「小学校ニ於テハ小学校令第一条ノ旨趣ヲ遵守シテ児童ヲ教育スヘシ」と明示し、第二項では「徳性ノ涵養」に着目し「教育上最モ意ヲ用フヘキナリ故ニ何レノ教科目ニ於テモ道徳教育国民教育ニ関連スル事項ハ殊ニ留意シテ教授センコトヲ要ス」と規定している¹¹。

ここでいうところの「何レノ教科目ニ於テモ」という文言は、「徳性ノ涵養」を受けてのものであることから、徳育の全面主義的観点の提示といえるのではないだろうか。小学校教育における徳性の涵養を教育目的の最上位に置き、すべての教科目を通して道徳教育の趣旨

表3 小学校教則大綱における尋常小学校、高等小学校、女児の規定

項 目	規 定	備 考
尋常小学校	尋常小学校ニ於テハ孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭儉等実践ノ方法ヲ授ケ殊ニ尊王愛国ノ志気ヲ養ハンコトヲ努メ又国家ニ対スル責務ノ大要ヲ指示シ兼ネテ社会ノ制裁廉耻ノ重ンスヘキコトヲ知ラシメ児童ヲ誘キテ風俗品位ノ純正ニ趨カンコトニ注意スヘシ	特に小学校児童に向けた徳目として、孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭儉を例示している。
高等小学校	高等小学校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ拡メテ陶冶ノ巧ヲ堅固ナラシメンコトヲ努ムヘシ	尋常小学校のところで例示された徳目を、より高次のレベルで鍛え、育て上げるという意図がみえる。
女児	女児ニ在リテハ殊ニ貞淑ノ美德ヲ養ハンコトニ注意スヘシ	規定に記された「貞淑」は、女児のみを対象にした徳目であろう。

に留意するという教則大綱のとらえかたは、修身科の教育方法の構築にも影響を与えることになる。

次に、第二条では、修身科の内容や教育の方法について詳細に示されている。授業のなかで教えるべき具体的な内容として、孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭儉などの徳目を明示し、これら徳目の教授を通じて尊王愛国ノ志気の涵養を求めている。なお、第二条の内容にみえる尋常小学校、高等小学校、女児についての規定のポイントをまとめたものが表3である。

教育勅語には12の徳目¹²が示されているが、「小学校教則大綱」では、当該徳目をそのまま適用するのではなく、小学校児童という状況（年齢や発達段階）に配慮した言葉を使い徳目を例示している。

たとえば「孝悌（親に従い、兄や年長者にもよく従うという意）」は、教育勅語の「父母ニ孝ニ」「兄弟ニ友ニ」の2つの徳目を集約するかたちで例示したものであろう。また、「礼敬（うやまい礼拝するという意）」についても、教育勅語に掲げられた個別の徳目にはあてはまらないことから、「徳器ヲ成就シ」や「常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」といった教育勅語の徳目と、児童が徳性涵養のために行う勅語奉読の大切さを述べていると思われる。

なお、教則大綱の規定では、「尊王愛国ノ志気」を児童に養うための、孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭儉といった徳目の例示が、「尋常小学校ニ於テハ」とされているものの、尋常小学校限定の徳目ではなく高等小学校にも準用される。

6

3 師範学校附属小学校における修身教育の方法

文部省は、教育勅語換発後「小学校祝日大祭日儀式規程」を定め小学校教育への教育勅語の浸透をはかったが、同儀式規程による教育的活動だけではその成果が限定的なものにならざるを得なかった。一方で、小学校における修身科の授業を通じての徳育についても、その

内容の取扱いや教育の方法について様々な声が挙がっていた。

このような背景のもと、文部省は学校側の動きに対応するため具体的な方向づけを企図した。たとえば教育勅語渙発の3年後に提示された「小学校修身科教授方法」（訓令）もそのひとつである。この訓令は、小学校修身科を効果的に展開するための教育方法をより具体化し、その周知をはかろうとしたものである。内容としては、小学校における修身の授業の方法を明示し、修身科による教育活動からの徳性涵養を強化しようとするものになっている。

第九號

八月二十三日

北海道廳 府 縣

第一 修身科ノ教育ニ於ケルハ神經ノ全身ニ貫通シ其ノ作用ヲ靈活ナラシムルニ同シク他ノ科目ト例視スヘキニアラス教員タル者ハ時ヲ以テ諄々訓告シ兒童ノ年齢及男女ノ別ニ從ヒ都鄙ノ風習各地人文ノ發達及生活ノ程度ヲ察シ又各人各個ノ性質ニ依リ精密ナル注意ヲ用キ此重要ナル教科ノ目的ヲ達スルコトヲカムヘシ¹³（中略）

上記「小学校修身科教授方法」（訓令第九号）の内容によると、修身科の授業においてはそれを行う教員に対して「神經ノ全身ニ貫通」や「（兒童の）個ノ性質ニ依リ精密ナル注意ヲ用キ」といったことが求められている。このような観点が示されている背景には、教育勅語渙発の翌年に定められた「小学校長及教員職務及服務規則」の影響がある。

「小学校長及教員職務及服務規則」では、その第一条で「小學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ法律命令ノ指定ニ從ヒ其職務ニ服スヘシ」と明示している。この服務規則の第一条で教育勅語が明記されている理由は、いうまでもなく教育勅語の理念に基づいた修身教育の成就が最重要課題であるということである。そして、「小学校長及教員職務及服務規則」の制定以降、小学校の校長および教員は、教育勅語の趣旨によりその職務内容が拘束されるという状況に立ち至った。なお、前述の「小学校修身科教授方法」（訓令第九号）は、教育勅語の趣旨をふまえた小学校修身科の教育方法の具体化といえよう。

ここで、「小学校修身科教授方法」（訓令第九号）に記されている修身科の教育方法に目を向けると、次のような内容になっている。

……修身ノ教ハ專ラ師道ニ由テ擧ルコトヲ得ヘク一篇ノ教科書ニ依頼シ數時間ノ誦讀ヲ以テ満足スヘキニアラサルナリ因テハ教科書ハ教員ノ資料ヲ助クル爲ニ必要トスヘシト雖地方ノ情況ニ從ヒ或ハ生徒ノ繁費ヲ省ク爲ニ尋常小學校ニ在リテハ各

市町村學務委員ノ意見ニ依リ生徒用教科書ヲ用キスシテ専ラ口授法ヲ用キルコトヲ妨ケサルヘシ

第二 教科書中ニ参照トシテ引擧スル所ノ古今ノ人ノ善行ハ兒童ヲシテ觀感興起セシムルノ益アリト雖或ハ矯激ニ流レ中庸ヲ失ヒ又ハ變ニ處スルノ權道ニシテ歷史上ノ美談ト爲スヘキモ以テ教育上ノ常經ト爲スヘカラサル者アリ各教員ハ教授ノ際普通教育ノ適當ナル範圍ニ注意シ及フタケ偏弊ヲ避クルヲ要ス¹⁴

上記訓令によると、修身科の教育方法は教科書を用いることが基本線であるとしながらも、教科書に依拠しすぎるべきではないという視点が示されている。また、地方の教育状況によっては教科書の購入が経済的負担になる場合もあるため、教科書を用いず口授法により授業を進めることも容認している。そして教科書の内容の取扱いについては、指導にあたる教員に、小学校における「普通教育」の範囲から逸脱しないよう配慮すべきことを求めている。

それでは、これら「小学校修身科教授方法」（訓令第九号）に示された修身科の教育方法は、小学校の教育現場においてどのようなかたちで適用されていたのだろうか。ここでは、師範学校附属小学校の事例にもとづいて状況をみている。

右頁の表4にまとめたものが、師範学校附属小学校における修身科の教育目的と教育方法である。

まず、修身科の教育目的については、青森県師範学校附属小学校を除いて、概ね同様の内容がみられる。要約すれば、教育勅語、小学校教則大綱の趣旨をふまえ、児童の「良心を啓培」「徳性を涵養」「道徳や人道実践の方法を指導」といったことが示されている。

次に、修身科の教育方法については、「小学校修身科教授方法」（訓令第九号）の趣旨にもとづいて、各師範学校附属小学校においてさまざまな方法により修身教授を行おうとする意図がみえる。教育方法に関連づけられる語句を列挙すると、5事例を通じて比較的多くみられるものが「教科書」「感情」「説話」「格言」「興味」「教授」である。

ここで、各校の教育方法に目を向けると、たとえば鹿児島県尋常師範学校附属小学校では「児童の経験、校内で起こりうる偶発の事実等をもとに教授する」、青森県師範学校附属小学校では「……形式的段階で教授するが、その形式に拘泥し児童の興味の、感情の興起を妨げてはならない」、また香川県師範学校附属小学校においては「……できるだけ実物、標本、図画等を用いる」。これらの教育方法から浮かび上がるのは、経験主義的、事物主義的、直観教授的観点といえるのではないだろうか。

8 一方、山口県師範学校附属小学校と神奈川県師範学校附属小学校の記述をみると、山口師範附属小の「興味を惹起」「清浄無垢」、神奈川県師範附属小の「具体的に感情に訴える」「感情を満足させる機会を与え」といったものは、児童の発達段階をふまえた興味・関心の喚起、そして、児童の心情への働きかけによる教育的関わりといえよう。

表4 師範学校附属小学校の修身科の教育目的と教育方法

校名	修身科の教育目的	教育方法の観点①	教育方法の観点②
鹿児島県尋常師範学校附属小学校 明治29年	教育勅語、教則の大綱の趣旨をふまえ、児童の良心を啓培し、徳性を涵養し、人道実践の方法を授ける。	教科書の事項、児童の経験、校内で起こりうる偶発の事実等をもとに教授する。	・帰納的に説話から格言を抽出 ・説話を以て格言の証拠適用をはかる演繹法を用いる。
青森県師範学校附属小学校 明治34年	特記事項なし。	新知識を類化するにあたり形式的段階で教授するが、その形式に拘泥し児童の興味の、感情の興起を妨げてはならない。	教科書を使う際には、姿勢を正し言動動作に注意の目を向ける。
香川県師範学校附属小学校 明治33年	教育勅語、教則の大綱の趣旨をふまえ、児童の良心を啓培し、徳性を涵養し、人道実践の方法を授ける。	説話を行う際には、できるだけ実物、標本、図画等を用いる。	児童に演術するにあたり、他の事例との対照比較や批評判断を行い、格言等を板書しさらに教科書を読ませることで確実に記憶させる。
山口県師範学校附属小学校 明治34年	教育勅語の趣旨にもとづいて、児童の徳性を涵養し、道徳の実践を指導する。	教科書を用いる際には、童話、寓言、伝記等により児童の興味を惹起することにのみ勉める。	消極的訓誡は、児童の不良行為を誘出ことがあるため、特に初年級の児童については清浄無垢の者として取り扱う。
神奈川県師範学校附属小学校 明治34年	教育勅語の趣旨にもとづいて、児童の徳性を涵養し、道徳の実践を指導する。	児童に対しては、単に理論を説くのではなく、具体的に感情に訴えるよう勉める。	取り扱う内容において、児童の感情を満足させる機会を与え、児童の事情に遠き事や非常過激なこととはできるだけ避ける。

(鹿児島県尋常師範学校附属小学校¹⁵、青森県師範学校附属小学校¹⁶、香川県師範学校附属小学校¹⁷、山口県師範学校附属小学校¹⁸、神奈川県師範学校附属小学校¹⁹の各「教授細目(修身科)」にもとづいて筆者が作成)

おわりに

以上、本稿では、史的側面からみた日本の道徳教育の実態の一端を明らかにするために、明治期の小学校における修身教育の形成について、師範学校附属小学校の事例を参考にしながら、修身科の位置づけやその教育目的、教育方法などにかかる諸法令や史料等の分析を通して検討した。

明治5年の「学制」頒布以降、日本の教育政策は開明派と儒教派の主導権争いのなかで、何回かの方向転換を余儀なくされながら構築されていった。修身教育についても、既述の通り当初は修身科が教科目のなかで低位に置かれており、教育政策の主導権が開明派から儒教派に移行する過程で、教科目の筆頭に位置づけられた(改正教育令以降)。開明派からみれば、森有礼が教育政策の主導権奪還のキーマンであった(初代文部大臣、諸学校令制定)。しかし、

森の死によって奪還しかけた主導権は再び儒教派のもとに移ることとなった。修身教育の形成という点からは、儒教派の果たした役割は大きく、とりわけ教育勅語の構想とその具現化は戦前を通しての揺るぎない徳育システムの確立につながった。

本稿の考察においては、第3節で注目すべき点がふたつある。まず、文部省による修身科の教育方法の訓令を受けつつも、「各師範学校附属小学校が修身科の教育方法に工夫を凝らしている」という点、そして、「事物主義的、直観教授的な教育のアプローチ、さらには児童の発達段階や興味等に配慮した教育」がみられる、という点である。

戦前の小学校教育において、たとえば強制や強要、注入的というとらえかたがある一方で、本稿の考察においては、少なくとも一部の師範学校附属小学校で児童の立場に立つ教育が行われていたのである。この論点について推測できることとしては、修身科による徳育が高度なものであり、注入や強要といった教育方法では、児童への“道徳性”がはぐくめないと教育現場の教師が考えていたのかもしれない。なお、この根拠の解明は、筆者の今後の研究課題である。

注

- 1 麻生千明「教育勅語」公布下における修身科教科書をめぐる教育方法論争—口授法から教科書採定への転換過程—(弘前学院大学・弘前学院短期大学紀要(21)、p69-86、1985年3月所収)、伊藤真治「及川平治の教育方法(2)修身科をどのように指導したか」(関西教育学会紀要(29)、p26-30、2005年所収)、坂本麻裕子「明治期日本における〈子ども〉の役割：近代的エートスの受容と修身教育(イデオロギー分析)」(文化記号研究([1])、156-186、2012年3月所収)、藤原政行「明治十年代の音楽教育(唱歌教育)と修身教育—「徳育」を目的とする唱歌教育の教授方法と授業のあり方について—」(日本大学教育制度研究所紀要(30)、25-50、1999年3月所収)、島崎美奈「修身教育で使用された例話についての一考察—明治二十三年瑞井尋常小学校第一学年と第二学年に焦点をあてて—」(教育学研究論集4、p63-73、2009年3月所収)、などがある。なお、島崎の研究は、修身教育で使用されていた例話に着目し、その特徴や例話の使用意図を明らかにするために、淡路島の瑞井尋常小学校の課程日誌をもとに考察しており、明治期の小学校における修身教育の実態の一端を解明するうえで意義ある成果といえる。
- 2 「學事獎勵ニ關スル被仰出書(學制序文)」太政官布告第二百十四號(明治五壬申年八月二日)。
- 3 「前掲書」
- 4 ボンヌ『泰西勸善訓蒙、上』名古屋学校、明治4年、p4。
- 5 ウェーランド『修身論、前編』文部省、明治7年、p1-2。
- 6 大森茂作編『現行教育事務要録』高崎修助〈出版者〉、明治14年、p10-12。
- 7 『同前書』「小学教則綱領」第十条「修身」には、「初等科ニ於テハ主トシテ簡易ノ格言、事實等ニ就キ中等科及高等科ニ於テハ主トシテ稍高尚ノ格言、事實等ニ就テ児童ノ徳性ヲ涵養スヘシ又兼テ作法ヲ授ケンコトヲ要ス」と規定されている。
- 8 文部省『文部省布達全書 明治13年、明治14年』明治18年、p131。
- 9 『同前書』p132。
- 10 教育評論社編『改正学令彙纂』教育評論社、明治23年、p90-91。

- 11 第三項には「知識技能ハ確實ニシテ実用ニ適センコトヲ要ス故ニ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ撰ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ応用自在ナラシメンコトヲ務ムヘシ」、第四項には「各教科目ノ教授ハ其目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相連絡シテ補益センコトヲ要ス」と規定し、第二条への方向づけを行っている。
- 12 教育勅語には、父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ、恭儉己レヲ持シ、博愛衆ニ及ホシ、學ヲ修メ業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓發シ、徳器ヲ成就シ、公益ヲ廣メ世務ヲ開キ、常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ、一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シの12徳目が示されている。
- 13 『文部省命令全書・明治26年』文部大臣官房文書課、1895年 p33-34。同史料は、文部省が「小学校修身科教授方法」（訓令第9号）として示したものである。
- 14 『同前書』p34-35。
- 15 鹿児島県私立教育会「鹿児島県尋常師範学校附属小学校教授細目」明治29年。
- 16 青森県教育会「青森県師範学校附属小学校教授細目」明治34年。
- 17 瀬尾完太編「香川県師範学校附属小学校教授要旨」明治33年。
- 18 山口県師範学校附属小学校「各学科教授細目. 上巻（修身、国語、歴史、地理、唱歌体操）」明治34年。
- 19 神奈川師範学校「神奈川県師範学校附属小学校教授細目」明治34年。